

資料編

1. 京丹波町男女共同参画推進委員会

・京丹波町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 18 年 9 月 1 日

告示第 55 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会をめざす総合的施策の推進に関する京丹波町男女共同参画計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、幅広く意見等を求め、その計画を円滑に推進するため、京丹波町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定において、必要な事項を調査及び審議し、提言を行うものとする。

2 委員会は、計画を円滑に推進し、男女共同参画社会をめざすため、その施策等について意見等を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会の議員

(2) 町教育委員会の委員

(3) 町の区域内の団体が推薦する者

(4) 学識経験を有する者

(5) その他、町長が適当と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 6 条 会長は、第 2 条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、男女共同参画推進担当課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

・京丹波町男女共同参画推進委員会委員名簿

(委嘱期間：平成 28 年 8 月 18 日から平成 30 年 8 月 17 日まで)

委員長等	氏名	役職等
	森田 幸子	京丹波町議会議員
会長	藤田 道子	京丹波町教育委員会委員
	堀川 好	京丹波町人権擁護委員
	石田 美恵	京丹波町民生児童委員協議会
	湊 嘉秀	京丹波町区長会
	森田 保	京丹波町農業委員会
副会長	山内 和代	京丹波町きらりネットワークの会
	松井 美幸	京丹波町国際交流協会
	澤田 清	京丹波町 P T A 連絡協議会
	岸根 明美	クロイ電機株式会社

(敬称略)

・京丹波町男女共同参画計画策定経過

開催年月日	内容	
平成28年8月18日(木)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第1回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長等の選出 ・「男女共同参画」について ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について <ol style="list-style-type: none"> ①全体スケジュールについて ②アンケート調査の実施について(調査票案)
平成28年9月16日(金) ～平成28年10月4日(火)	「男女がともにあらゆる分野で活躍できる社会をめざす住民アンケート調査」の実施	
平成28年10月21日(金)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第2回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について <ol style="list-style-type: none"> ①アンケート調査の実施について(回収件数等) ②ワークショップの結果について ③団体懇談会の結果について ・「第1次計画」の評価について
平成28年11月17日(木)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第3回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について <ol style="list-style-type: none"> ①アンケート調査の結果について(概要・速報) ②課題の取りまとめについて ③計画骨子案について
平成28年12月19日(月)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第4回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について <ol style="list-style-type: none"> ①計画素案について ②数値目標について ③住民アンケート調査結果報告書について
平成29年2月2日(木)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第5回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について <ol style="list-style-type: none"> ①計画素案について ②数値目標について ③パブリックコメントについて
平成29年2月16日(木) ～平成29年3月2日(木)	パブリックコメントの実施	
平成29年3月10日(金)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第6回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について <ol style="list-style-type: none"> ①パブリックコメント(結果)について ②パブリックコメント意見に対する「考え方」公表(案)について

2. 計画の策定体制について

・住民アンケート調査結果

①調査の概要

[目的]

○本アンケート調査は、「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定に向けて、町民のまちづくりに対するニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施したものです。

[調査の対象者と配布数]

調査名	調査対象	配布数	回収数	回収率	内有効回答票
男女がともにあらゆる分野で活躍できる社会をめざす住民アンケート調査	京丹波町にお住まいの18歳以上の方（抽出基準：平成28年9月1日）を無作為に抽出	3,000票	1,041票	34.7%	1,023票

[調査期間]

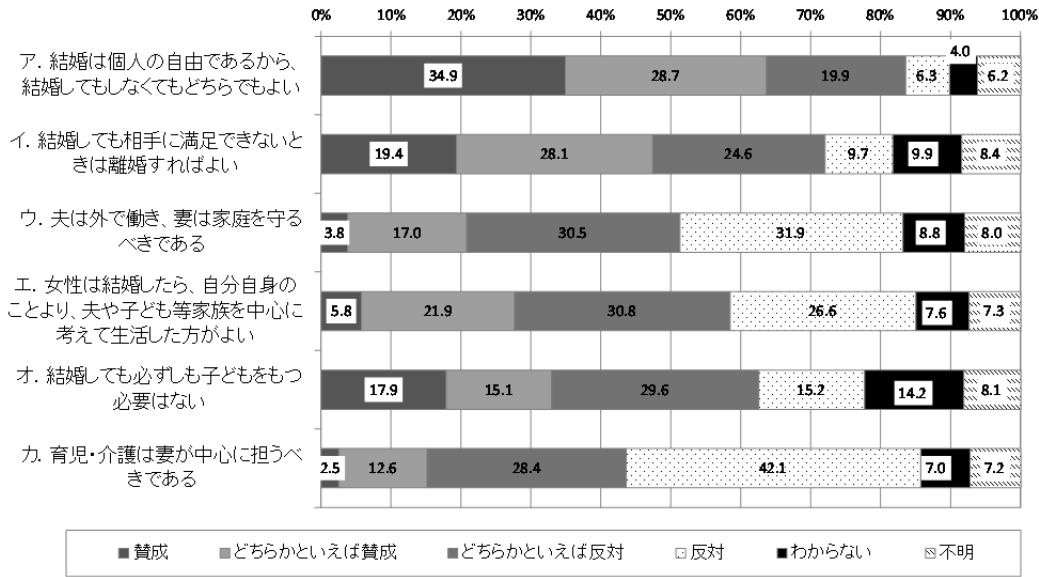
○平成28年9月16日～平成28年10月4日

②調査結果

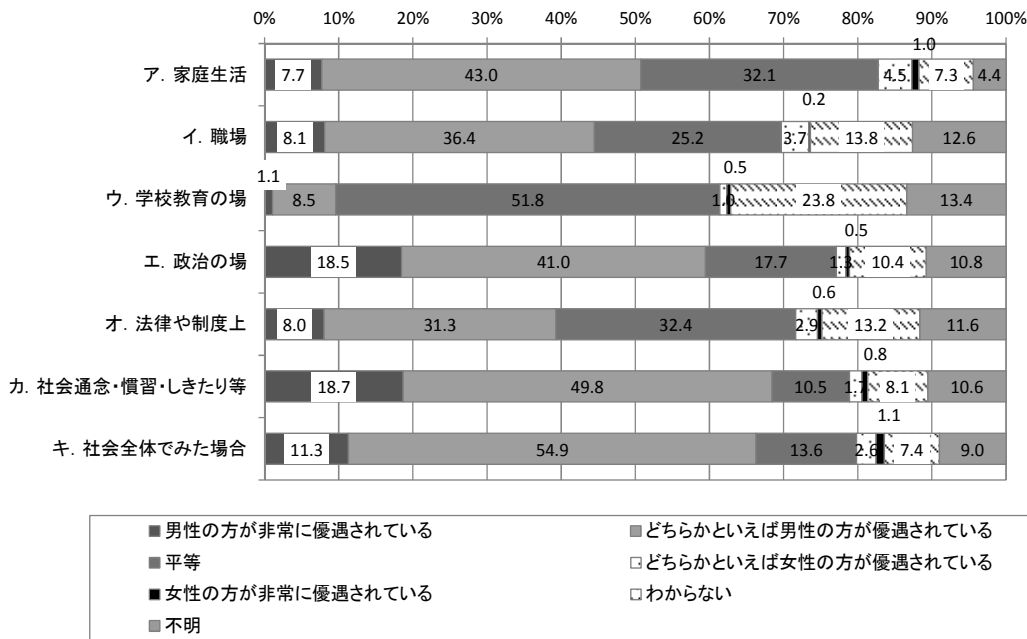
[男女共同参画に関する意識や慣行]

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについては『反対』と回答した人は6割以上となり、平成18年度に実施した前回調査の47.7%に比べ増加しており、一定の意識の変化がみられます。
- 一方、家庭や職場、政治の場などにおける男女平等に関する意識は『男性優遇』と感じている人が多いことや、家庭における家事の大半を女性が担っている状況は前回調査から大きな変化がみられず、依然として男女の固定的性別役割分担意識は地域に深く根付いているものと思われます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて最も重要だと思うことについても、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も多くなっています。
- 固定的性別役割分担意識は小さい頃から知らず知らずのうちに身に付いているものであり、短期間で解消するのは難しい問題といえます。今後も周知・啓発活動を継続して推進するとともに、話しあいの場の創出など意識変革のきっかけづくりが求められます。

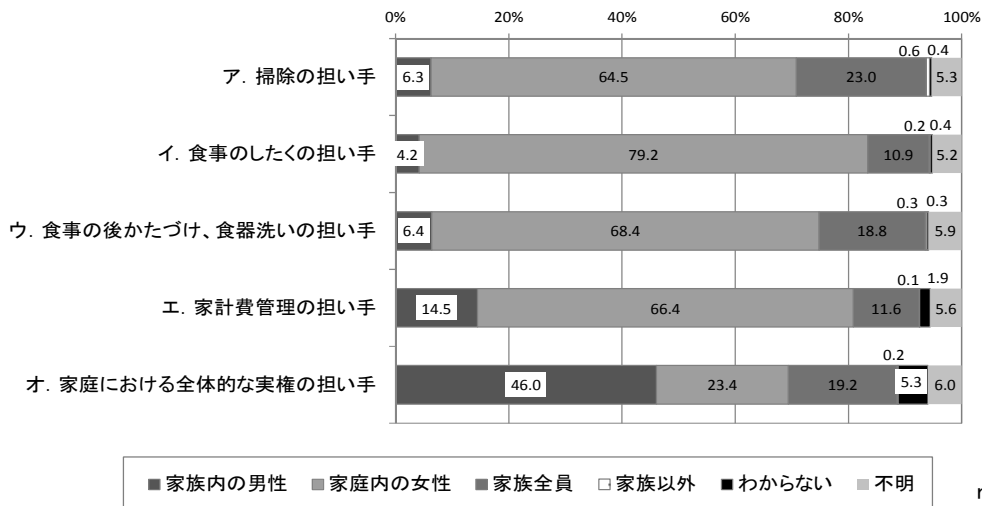
結婚、離婚、家庭についての考え



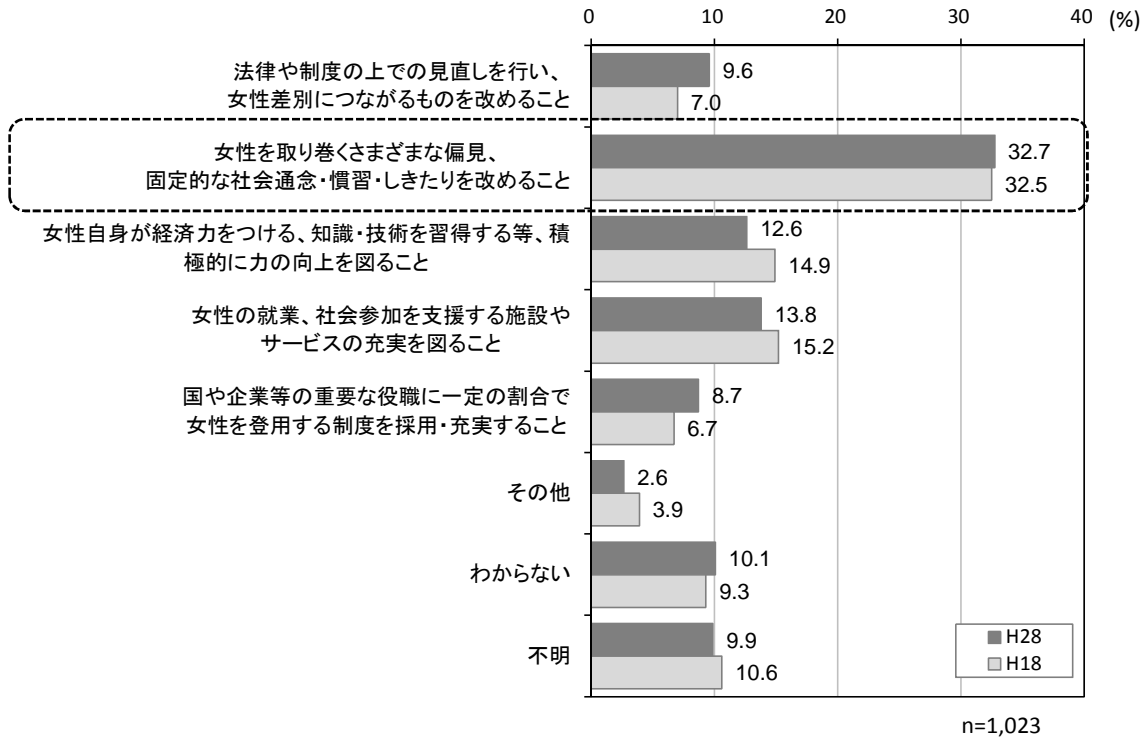
男女の平等についての考え



家庭での役割について



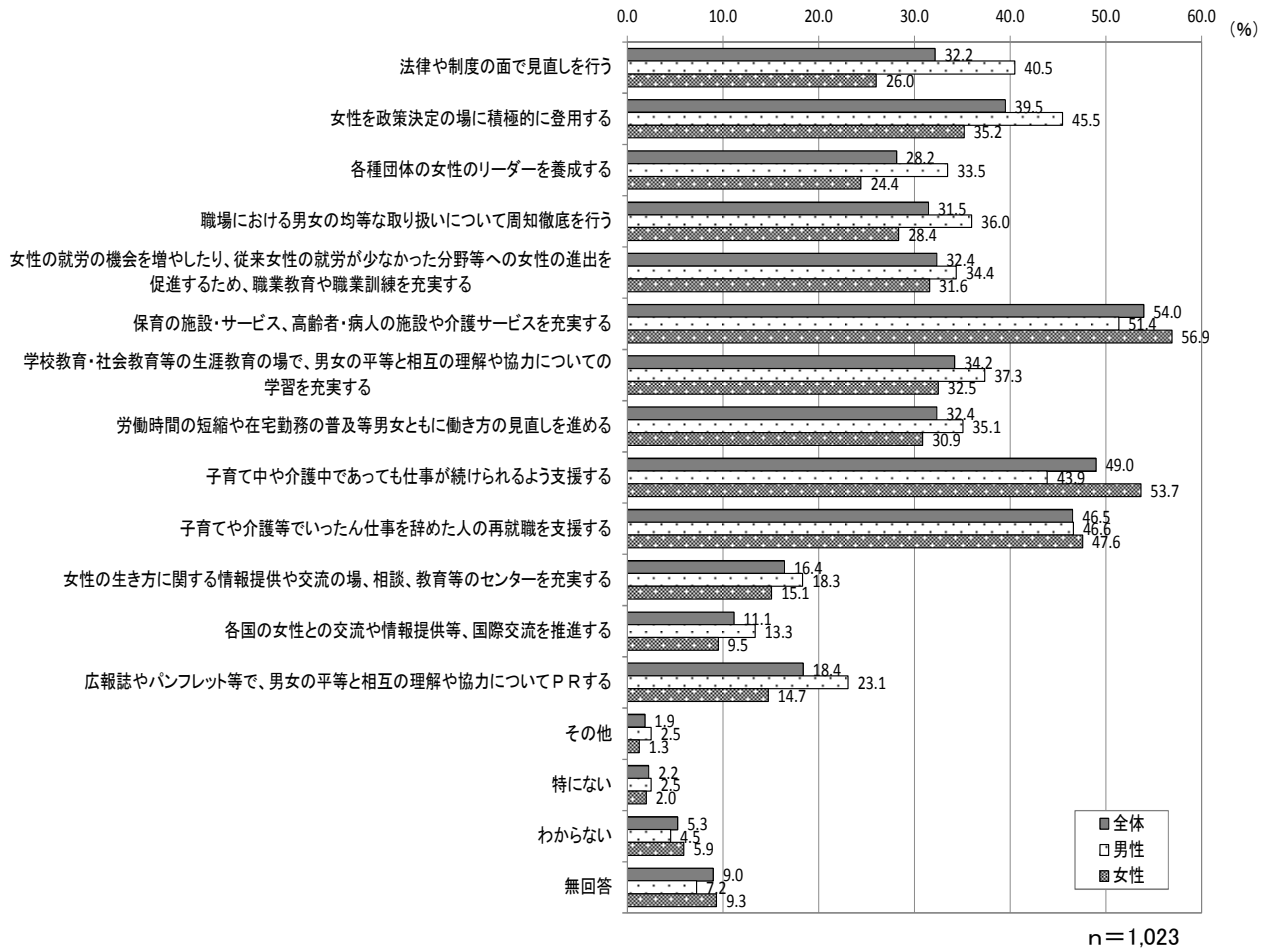
男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要だと思うこと



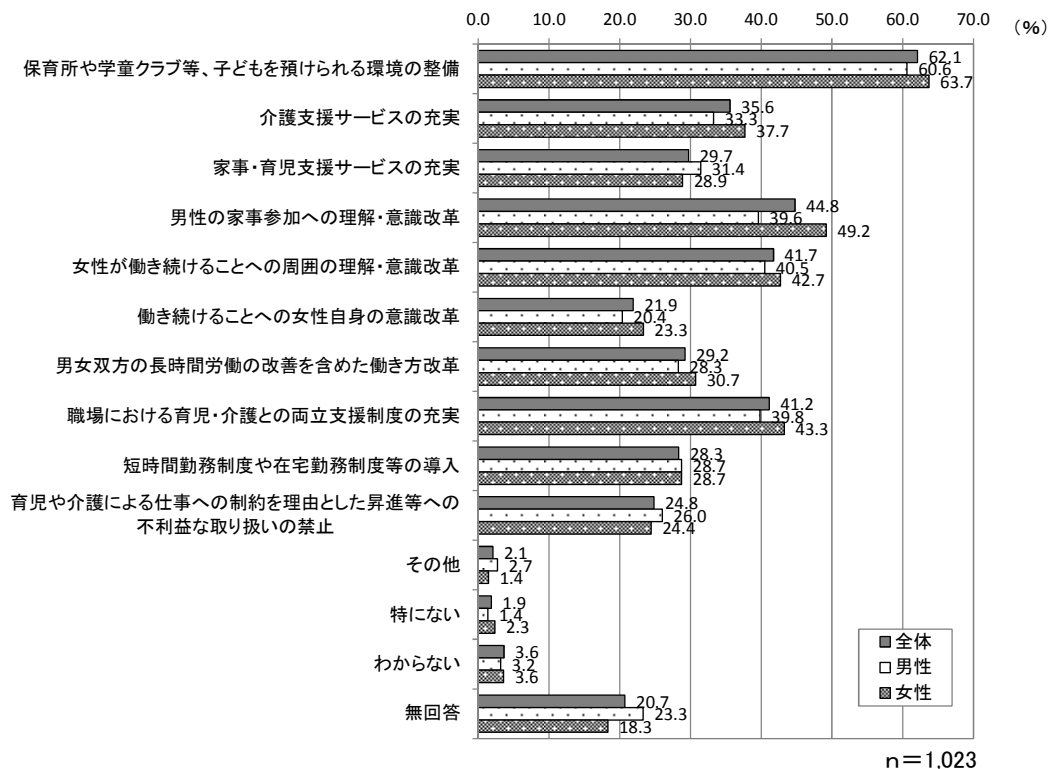
[仕事と家庭生活の両立について]

- 男女共同参画社会形成のために行政が力を入れるべきことについては「保育の施設・サービス、高齢者・病人の施設や介護サービスを充実する」が最も多く、次いで「子育て中や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」となっています。さらに、女性が出産後も離職せずに働くために必要なことについては「保育所や学童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」が最も多くなっていることから、男女がともに活躍できる社会の形成を推進するうえで、子育て・介護へのサポート体制の充実は欠かせない要素といえます。
- 現状として、家事や育児の従事時間は平日、休日ともに女性が多くなっている一方、平日の労働時間については男性が多く、40代の男性では約5人に1人が一日「12時間以上」働いていると回答しています。
- 女性の社会参加を促進するためには、女性が現状として多くを担っている家事や育児などの負担軽減に向けた、育児・介護サービスの充実とともに、男性の家事や育児などへの積極的な参画促進を図るため、長時間労働の是正などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進も必要とされます。

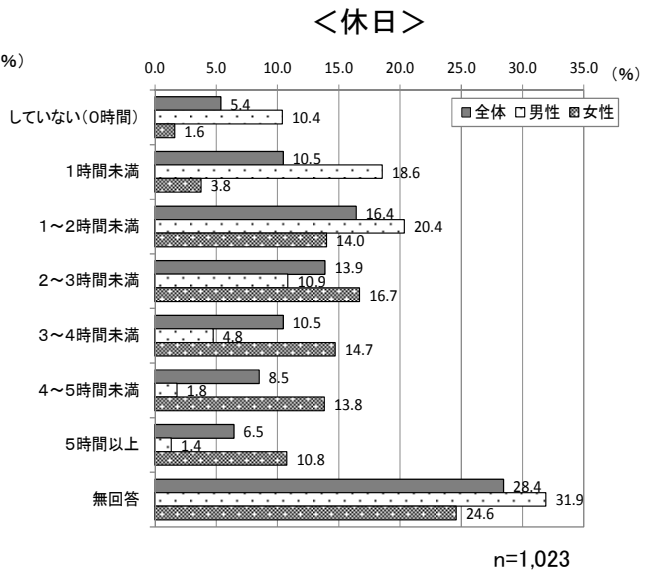
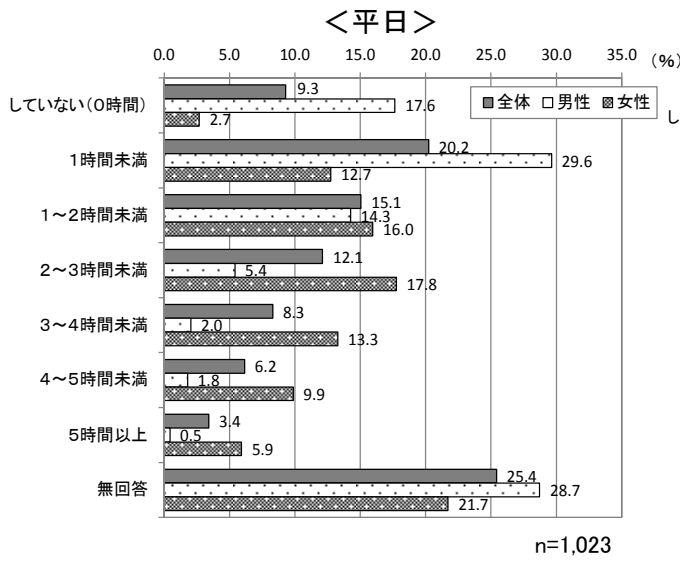
男女共同参画社会の形成のために行政が力を入れるべきこと



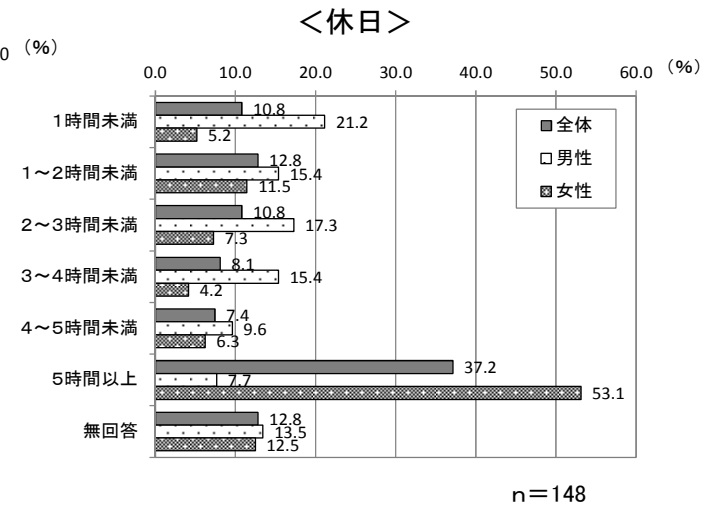
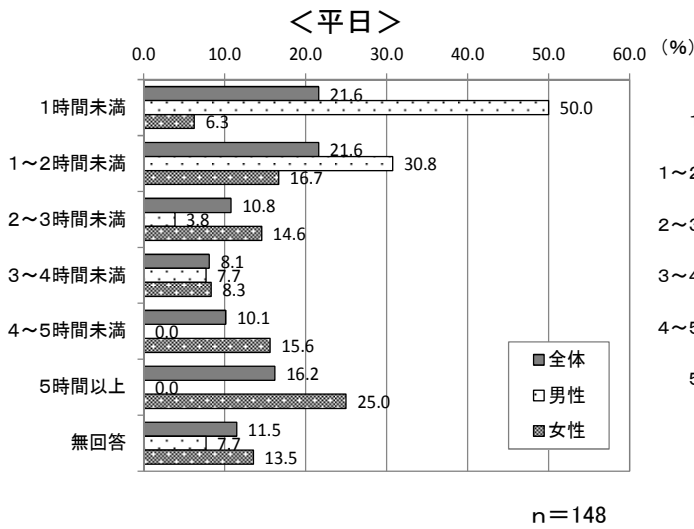
女性が出産後も離職せずに働くために必要なこと



一日のうち家事に費やす時間



一日のうち育児に費やす時間



平日の一日のうち平均で仕事に費やす時間

上段:人 下段:%	合計	問9 平日の一日のうち平均で仕事に費やす時間							
		2時間未満	2～4時間未満	4～6時間未満	6～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間以上	無回答
全体	589	13	35	58	143	192	60	23	65
	100.0	2.2	5.9	9.8	24.3	32.6	10.2	3.9	11.0
男性	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
男性-20代	10	0	0	0	2	5	0	2	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	20.0	50.0	0.0	20.0	10.0
男性-30代	32	0	1	1	4	13	12	0	1
	100.0	0.0	3.1	3.1	12.5	40.6	37.5	0.0	3.1
男性-40代	53	1	0	0	7	23	10	10	2
	100.0	1.9	0.0	0.0	13.2	43.4	18.9	18.9	3.8
男性-50代	64	2	1	0	10	24	16	5	6
	100.0	3.1	1.6	0.0	15.6	37.5	25.0	7.8	9.4
男性-60代	81	2	7	10	25	22	3	0	12
	100.0	2.5	8.6	12.3	30.9	27.2	3.7	0.0	14.8
男性-70歳以上	61	3	10	6	9	5	0	1	27
	100.0	4.9	16.4	9.8	14.8	8.2	0.0	1.6	44.3
女性	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性-20代	26	0	1	1	7	13	2	1	1
	100.0	0.0	3.8	3.8	26.9	50.0	7.7	3.8	3.8
女性-30代	36	1	1	4	13	12	2	0	3
	100.0	2.8	2.8	11.1	36.1	33.3	5.6	0.0	8.3
女性-40代	61	1	2	5	19	24	6	2	2
	100.0	1.6	3.3	8.2	31.1	39.3	9.8	3.3	3.3
女性-50代	90	1	6	16	21	34	8	2	2
	100.0	1.1	6.7	17.8	23.3	37.8	8.9	2.2	2.2
女性-60代	55	2	4	13	20	14	1	0	1
	100.0	3.6	7.3	23.6	36.4	25.5	1.8	0.0	1.8
女性-70歳以上	14	0	2	0	4	1	0	0	7
	100.0	0.0	14.3	0.0	28.6	7.1	0.0	0.0	50.0

[暴力の根絶について]

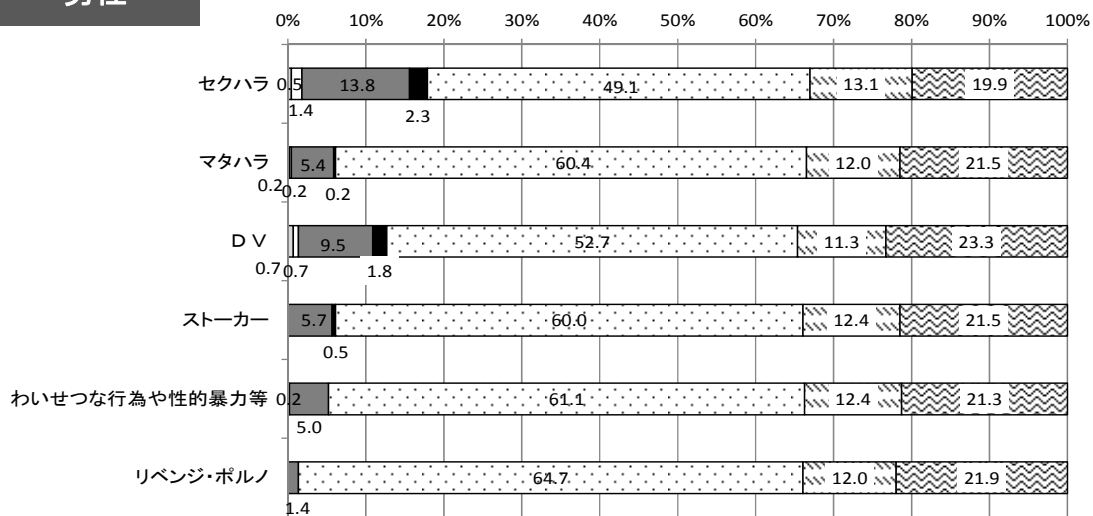
○セクハラやDV等について、自分又は周りの人が被害にあったと回答した人は全体の約3割となっています。

○そのうち、だれかに「相談した」と回答した人は全体の約2割にとどまっており、「相談しなかったが、相談しなかった（相談できなかった）」「相談しようと思わなかった」人が約3割となっています。府や町では暴力や性犯罪などの様々な悩みに関する相談窓口を設けていますが、その認知度はいずれも全体の1割に満たないのが現状です。

○「自分自身が被害にあった」と回答した人は女性の割合が多いことから、特に女性に向けた様々な暴力の根絶に向けたより一層の取り組みの推進とともに、いざというときに相談できる窓口の周知や、相談体制の充実が求められます。

男性

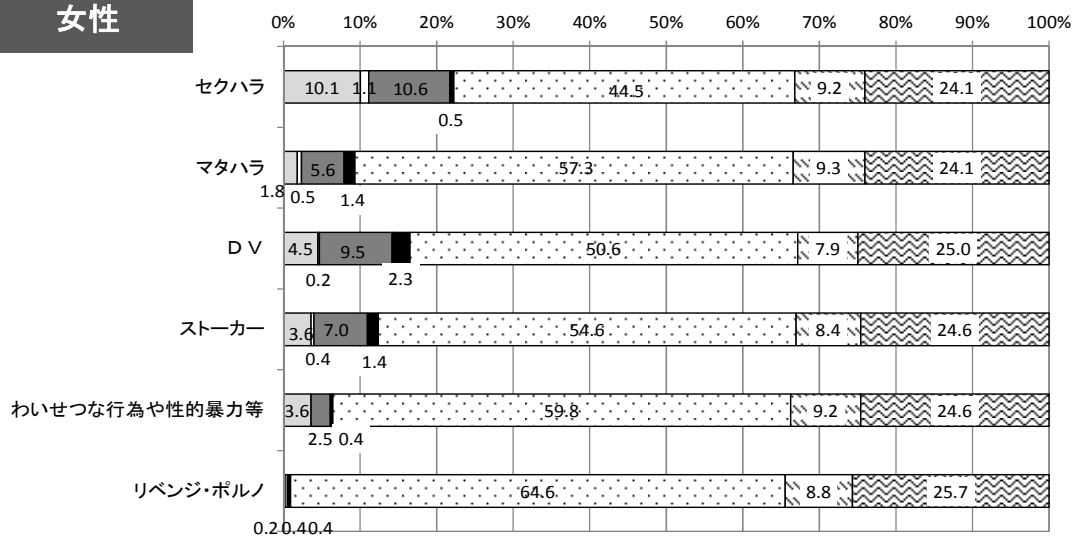
セクハラ等の被害状況



自分自身が被害にあったことがある 自分自身に被害経験がある 自分自身の周りに被害にあった人がいる
 具体的に相談を受けたことがある 見たり聞いたりしたことはない その他
 無回答

n=442

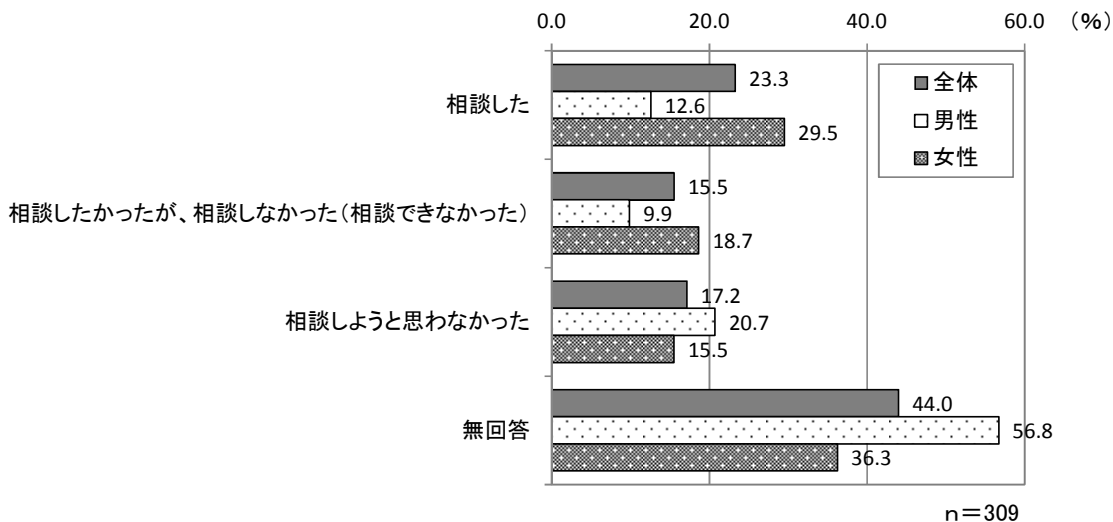
女性



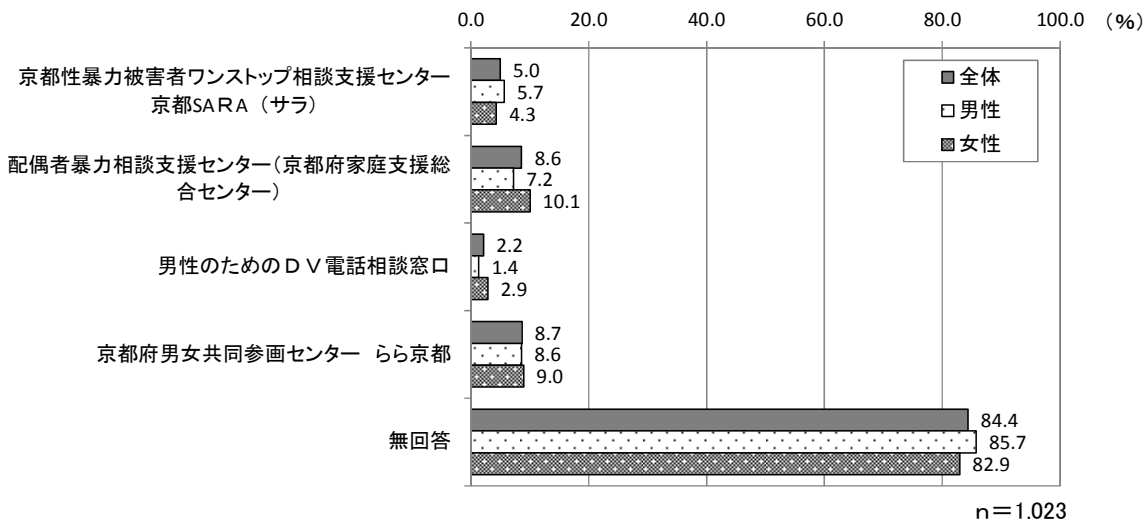
自分自身が被害にあったことがある 自分自身に被害経験がある 自分自身の周りに被害にあった人がいる
 具体的に相談を受けたことがある 見たり聞いたりしたことはない その他
 無回答

n=557

被害を相談したか



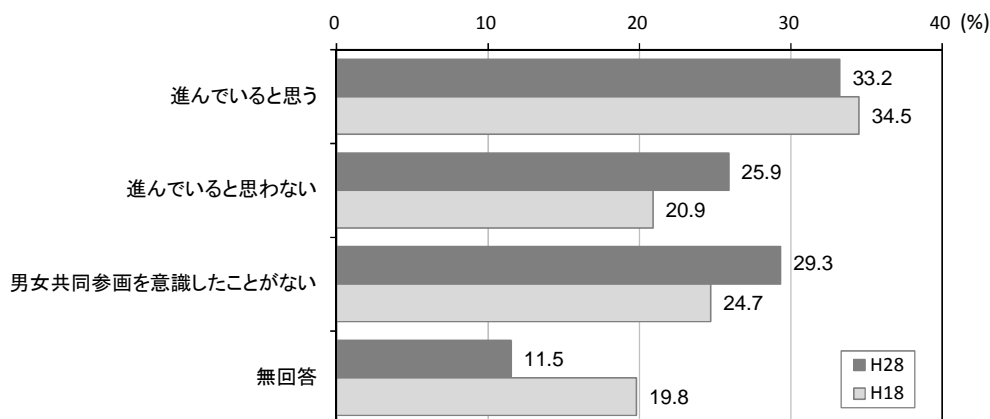
相談窓口の周知度



[周知・啓発活動について]

- 「男女共同参画社会」という言葉の認知度は約6割となっており、前回調査の51.3%に比べ増加している一方、男女共同参画が進んでいると思うかという設問について、「進んでいると思う」と答えた人の割合に大きな変化はみられませんでした。
- さらに注目したいのは、「男女共同参画を意識したことがない」と回答した人が前回調査に比べやや増加しており、年齢が低いほど割合が高い傾向がみられることです。
- 男女共同参画は“難しいもの”“自分には関係のないもの”ではなく、身近な家庭や職場、地域等に係わる問題であり、女性だけでなく男性も含めたすべての人が対象になるものとして、身近な問題として捉えることができるよう、教育や学習機会の充実を図ることも重要です。

男女共同参画が進んでいると思うか



n=1,023

〔 上段:人 下段:% 〕		問23 男女共同参画が進んでいると思うか				
		合計	進んでいる と思う	進んでいる と思わない	男女共同参 画を意識し たことがな い	無回答
全体		1023 100.0	340 33.2	265 25.9	300 29.3	118 11.5
男性	男性-20歳未満	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
	男性-20代	18 100.0	5 27.8	4 22.2	9 50.0	0 0.0
	男性-30代	34 100.0	10 29.4	8 23.5	13 38.2	3 8.8
	男性-40代	54 100.0	16 29.6	18 33.3	19 35.2	1 1.9
	男性-50代	69 100.0	24 34.8	23 33.3	20 29.0	2 2.9
	男性-60代	111 100.0	45 40.5	28 25.2	26 23.4	12 10.8
	男性-70歳以上	152 100.0	72 47.4	25 16.4	25 16.4	30 19.7
	女性	女性-20歳未満	5 100.0	2 40.0	0 0.0	3 60.0
女性-20代		39 100.0	13 33.3	7 17.9	19 48.7	0 0.0
女性-30代		50 100.0	12 24.0	22 44.0	13 26.0	3 6.0
女性-40代		74 100.0	18 24.3	21 28.4	32 43.2	3 4.1
女性-50代		102 100.0	34 33.3	34 33.3	33 32.4	1 1.0
女性-60代		133 100.0	41 30.8	41 30.8	43 32.3	8 6.0
女性-70歳以上		152 100.0	39 25.7	28 18.4	39 25.7	46 30.3

・ワークショップのまとめ

①実施概要

[目的]

- 「京丹波町第2次男女共同参画推進計画」策定にあたり、男女共同参画を進めるうえでの現状や問題点を把握するとともに、課題解決に向けて取り組むべきことを考える機会とすることを目的に開催いたしました。

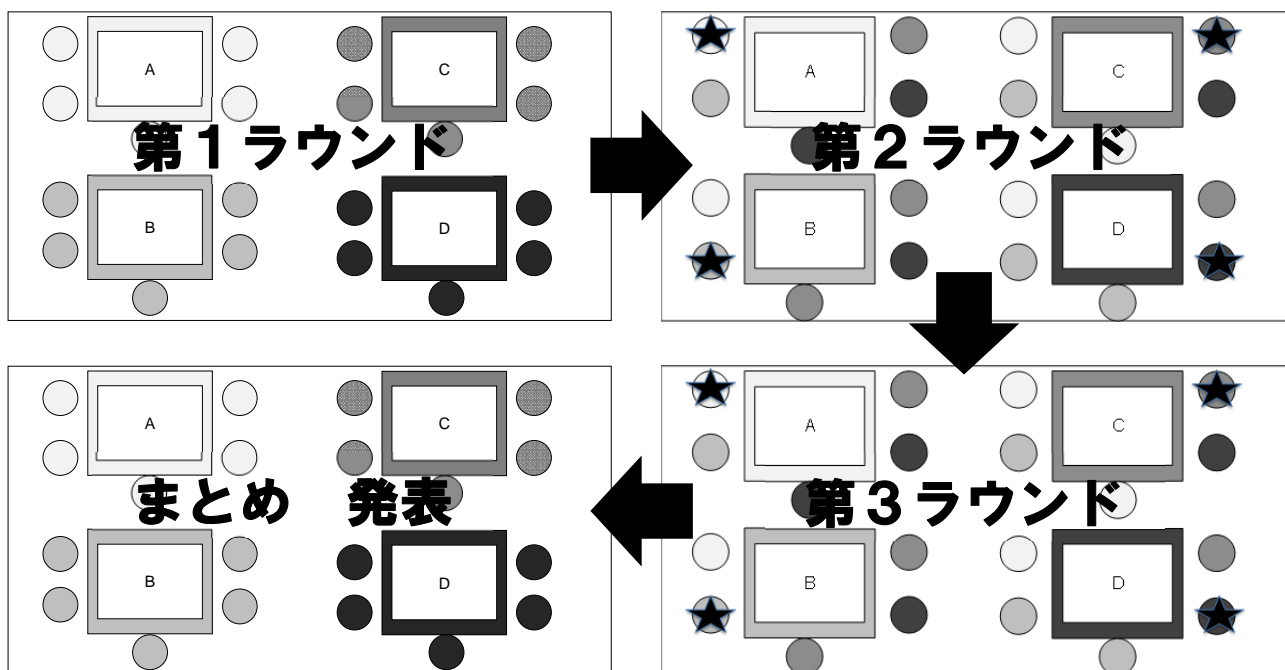
[グループ構成]

- 学校・保育所関係、国際交流関係、介護・子育て関係、消防団、女性団体、男女共同参画推進委員会委員により、1グループ6名構成の4グループに分かれて議論をして頂きました。（24名参加、うち男性9名、女性15名）

[日時・テーマ]

- ・開催日時：9月15日（木）19：30～21：10
- ・会場：中央公民館3階
- ・協議内容：テーマ1「日常生活において、どのような男女差があると思いますか。また、何がその差をつくり出していると思いますか。」
テーマ2「その差を埋めるために、何が必要ですか。あなたは、何ができそうですか。」

○今回のワークショップは「ワールド・カフェ」方式として実施しました。約20分の話しあいを1ラウンドとして、ラウンドが終わるごとに1人がテーブルに残り、その他のメンバーは違うテーブルに移動します。メンバーを変えながら、第1・2ラウンドではテーマ1について、第3ラウンドはテーマ2について、意見を付箋に書き、模造紙に貼り付けながら、話しあいを進めて頂きました。最後に全員が元のテーブルに戻り、グループごとに発表を行いました。



②結果の総括

[家庭]

- 家庭内においては、これまで女性中心だった役割の分担が必要との声が多く、自ら進んで家事を行うという男性の意見や、家庭内の話しあい、意識の変革が必要といった声があがっています。
- これまでの役割分担はなかなか変えられないという意見がある一方、家事をできることから始めている、若い人は男女分け隔てなく家事を行っているといった、意識の変化もみられます。

[地域]

- 人権学習等、地域における周知の機会の創出が求められています。
- 伝統や文化を理由に、以前は男性しかいなかった場に女性が入れるようになる等、これまでも時代とともに少しずつ変化が生まれているようです。疑問に思ったことは口に出す、行事に積極的に出席する等、変化のきっかけとなる女性の積極的な行動も必要とされています。

[教育]

- 小さい頃に根付いた意識はなかなか変えられない様子がみられ、「男のくせに」「女のくせに」を無くしていくことや、子どもの教育の仕方が大切との声があがっています。

[仕事]

- 職場環境においては、男性が育児休業を取れるような条件を整える等、社会的システムの整備が求められています。

[その他]

- しきたりとして女性がダメな事として、神事関係や相撲などの意見があがっています。

全体として、得手、不得手を男女で助けあいながら、“男”“女”といった決めつけた思い込みを改めること、これまであたり前だと思っていたことも、おかしいと思うことは声をあげること、話しあいの場をもつこと等をきっかけに、「意識改革」が重要との声があがっています。

日常生活における男女差、差をつくり出す要因

第1ラウンド

- ・子育ては妻が中心であった
- ・区の会議等には男が出る雰囲気がある
- ・区長はいつも男
- ・地域の会議や代表者は家の男(2)
- ・小さい子に「男やる」「男は立くな」と言う、言われる
- ・資金を多く頂いている仕事をしている方が家事をしない
- ・料理は妻(女性)が作る(今は早く帰った方が作るようにしている)(2)
- ・男性の育児が取りにくい、育児の意味・内容に理解がない(2)

- ・女性の消防団員が少ない
- ・服の売り場が男女で広さが違う
- ・昇格に男女差がある
- ・パート＝女性という感じにとれる(2)
- ・「男のくせに」「女のくせに」と云われる
- ・家事は女がして当然というような雰囲気がある
- ・管理職に女性が少ない

第2ラウンド

- ・集会は男性が多い。役も当然男性が主になっている
- ・男は家を継ぐ、女は嫁に出るというイメージが強い(2)
- ・苗字は男性の苗字を継ぐ
- ・区の道づくり等は男性が多いと、女性は男性に負けない位仕事をしても、何か女性だと引け目を感じる

- ・姑の介護は長男の嫁が負担が多い
- ・女性の農業職員が少ない
- ・昔のしきたりで女性は神事関係ではたまたまが多い(3)

差を埋めるために必要なこと、自分に出れること

第3ラウンド

- ・後片付け(料理を含めて)をかんばん
- ・最近、区でもそういう学習会がなくなった。人権学習等をもっとすべき
- ・家事を少しずつしてもらおうように仕向けていく
- ・食事の支度もしてほしい
- ・家事の分担
- ・家事を少しでもやる
- ・まずは家庭の中で、意識を自分から変える

【発表】

○出来ることからやっていく、その努力をすることが大切である。高齢者のいる家庭においても、男性を鍛える必要があるのではないか。「女性は料理をするものだ」といった先入観ではなく、自分の得意なことからやっていくよう、家の中でも納得できる話し合いをして前進する必要がある。

日常生活における男女差、差をつくり出す要因

第1ラウンド

- ・職域の管理職の数
- ・労働や賃金の社会的システム
- ・収入 (2)
- ・女性のお茶入れ、そうじはあたりまえ
- ・男の仕事、女の仕事という従来からの意識
- ・食卓に座る位置が男性の方が上座に座るのは、今も昔も変わらない所がある
- ・進学や通路
- ・家庭内での肉体的労働
- ・男だから、女だからという言葉が良く出る
- ・自治会の役をするのは男性という考えが多い (2)
- ・地域の集会は男性が出るものと決めつけている (2)
- ・子どもの学校のPTA活動
- ・学校行事の参加

- ・地域での活動は男性が上
- ・常に自分の考えが正しいと思っている (男)
- ・女性も男だからと思い込んで、問題に思っていない
- ・男だからと言われてきたことが家では認められない
- ・物事を決める時の決定権
- ・男性、女性の地位
- ・男は仕事 (外で働く) 女は家庭 (家事をする)
- ・家事をするのは女性という考えが多い
- ・退職をお互いにして五分五分だと思おうのに、家の中のことは全て女の仕事と思っている
- ・男性の労働時間
- ・家事に関わる時間
- ・育児に関わる時間
- ・雇用形態

第2ラウンド

- ・思い込み (2)
- ・伝統や文化を理由に「これは男」「これは女」「これは女」という思い込みがある
- ・思い込みで男しかやっていたりなかった
- ⇒人がいなくなっても女も入るようになった
- ・介護を主に担当するのは女性が多い (長男の嫁?)
- ・昔差別があったことは次の世代が少しずつ変えてきた。変えることも後者めたく思わなくなってきた

- ・育った環境による
- ・男女の差があるお祭りなどは男性のみ参加
- ・祭りは男中心、女性に対する「穢れ」意識?
- ・今までの役割分担まなかなか変えられない

差を埋めるために必要なこと、自分に出来ること

第3ラウンド

- ・男性が育休を取れるような条件を整える
- ・昔からのイメージにこだわらない
- ・「おかしいな」「変だな」「なんだろう」と思う事は口に出してみる
- ⇒変えてもいいことなのかもしれない、思い込んでいるだけで・・・
- ・やってみる
- ・女性も子ども地域行事に出てきてほしい、思いがある
- ・男性も自分から進んで料理や家事を手伝うようにする

時代と共に変わる

こだわらず口に出してみる
⇒きっかけ

男性の育休
社会のシステム
⇒機を一旦離れたい
男性の意識、性差

現状でOK!
あえて変えたくない!
⇒それでいいの?

【 発 表 】

〇かつては差別拒否、感謝だと感じたことも、自分たちで変えてきたという話も出る等、時代とともに良くなってきている。外から入ってきた人の意識や、少子化等の時代の流れにより少しずつ変わってきた。その中で今も変わらないものとして、一つは「男の意識、女の意識」。例えば、地域の会合等に女性が出てきてほしいという思いがあっても、男性が出席し、女性は家の片づけをするという現在の役割分担のままでは変わらない。今は困っていないか、今必要ではないか、2つめは、男性の育休について、現在の社会のシステムとして職場を一度離れると元に戻りにくいことや、男性の抵抗感、また根本的に女性しかできない事、男性にもできる事がある中で、歩み寄りが必要な問題だと思ふ。

日常生活における男女差、差をつくり出す要因

第1ラウンド

- ・子どもの送迎
- ・日常の買い物
- ・うちのおじいちゃん曰く「男子厨房に入らず！」
- ・子育ての半分以上は女性がする
- ・料理は奥さんがする
- ・親の面倒
- ・農作業はほとんど主人に頼っています
- ・地域に住む独居老人の数
- ・趣味（編み物、料理、日曜大工）
- ・家事はほとんど私かします。後片付けは気が向けば主人が自分の分だけしています

- ・男性が生計を立てる
- ・管理職の数
- ・職員の数
- ・消防団員の数
- ・地域の役職（付き合い）
- ・地域イベントへの参加率
- ・会議等の出席
- ・すもう
- ・生まれ育った環境

第2ラウンド

- ・パート＝女性の感じととってしまおう
- ・洗濯物はほとんど女性
- ・現在は男性も進んで始めている
- ・家計は女性がにぎっている

- ・育児は女性が主になるのはいいのでは
- ・昇格の男女差がある
- ・育児休業は女性が取得するという無言の要請がある
- ・農作業

差を埋めるために必要なこと、自分に出来ること

第3ラウンド

- ・積極性を出す
- ・積極的な行事への出席
- ・女の人も自分の考えやどうしたらよいかと意見を言うべきである（2）
- ・「男性のくせに」「女性のくせに」を無くす
- ・意識改革が必要である
- ・出ていく場をつくる
- ・家庭の理解
- ・70～80代が考える考え方が古い
- ・音電淳木

【発表】

○家庭内での親の面倒や子どもの世話も女性、職場内での管理的な立場は男性が多い、地域の会議の出席や役員は男性ばかりといった意見が課題としてあがった。女性は相撲の土俵に上がれない、トンネルの貫通式に女性も出席できない等、昔からの慣習についても意見があがった。その他に、介護はやり始めると男性が上手くやるかもしれない、育児は女性が主となるのは必要なことではないかという意見もあった。差を埋めるためには、男性は「男のくせに」「女のくせに」という考えを改めること、女性は積極性をもって自分の意見をいうといった意識改革が最も大切という意見があがった。

日常生活における男女意識、差をつくり出す要因

第1ラウンド

- ・地域の行事での役割
- ・仕事の関係で●もどる事が多い
- ・家から出た姉・弟が帰ると長男の嫁は大変、食事番寺とか
- ・女性の家事の負担が共働きでも多い

- ・家事全体において差を感じる
- ・家事の事は全て女性がするということが定着している
- ・姉の介護
- ・介護は長男の嫁？そんなことがあたりまえになっている

第2ラウンド

- ・村の役
- ・地域の会議等
- ・区の役(女の人に出てもらっているが世帯主ではないので・・・)
- ・台所等の片づけ
- ・幼児・乳児の病児受診の際は、ほとんど女性のように思う

- ・若い人は家事を良く手伝う、男女分り隔でなく
 - ・育児休業を男性がとることはほとんどない
 - ・育児休業を男性が取らないのは、出世に影響するから
- また世の中が理解しきれていない
- ・学校の行事の参加

差を埋めるために必要なこと、自分に出ること

第3ラウンド

- ・昔から決まっている、「そういうものだ」を変えていく
- ・男女決めつけた思い込みをやめる(2)
- ・女性の発言の機会をつくる
- ・「あかしいのでは？」と思うことは尋ねてみる(2)
- ・得手、不得手を打ち明けて男女助けあう
- ・若夫婦とは上・下で生活しているので、家事のことはほとんど私一人
- ・男性の料理教室
- ・男も料理が作れるように努力する
- ・意識改革が進んでいる、家族で話しあいをする
- ・共働き 意識の変化がある
- ・みんなで自分の意見を言えるような家族にしたい
- ・子どもの教育の仕方
- ・残すほうが良い「差」もある、無くすほうが良い「差」もある
- ・発言をためらわない
- ・話しをする、話しあいを持つ

【発表】

- 「介護」「家事」「地域」という4つのカテゴリに分けた。介護、育児、家事については、女性への比重が重くなっていて、女性に表に立っている、女性に裏方といった差が出ている。育児については、共働きも増えており、男性の参加も増えている等、意識の変化がみられるという話があった。家事についても、特に年配のご夫婦は、男性の家事の参加が少ないようだが、料理教室に通うなど、自主的な行動が必要ではないか、地域の問題は、昔からの慣習でもあかしいと思うことは声を上げることが大切。4つのカテゴリ共に、話しあいを行い、思っていることを伝え、意識を変えていくことが全体として必要なことだと思われる。

・ 団体懇談会のまとめ

①実施概要

[目的]

- 「京丹波町第2次男女共同参画推進計画」の施策の検討にあたり、京丹波町で活動する地域団体、企業を対象に、日頃の活動を通して感じている課題や、男女共同参画推進のための施策に必要なと思うこと等について、アンケート調査とともに、参加可能な団体・企業についてはヒアリング調査を実施いたしました。

[対象]

- 町内で活動、または町内に事務所のある22団体・企業を対象として実施。

[アンケート調査]

- 調査票配布期間：9月16日（金）～9月29日（木）
- 回収：17団体

[ヒアリング調査]

- 開催日時：10月7日（金）13：30～15：40
[第一部 13：30～14：30／第二部 14：30～15：40]
- 会場：中央公民館1階
- 参加団体：13団体（うち男性7名／女性6名）
[第一部 7名（男性2名／女性5名）／第二部 6名（男性5名／女性1名）]

②結果の総括

第1部：地域活動団体等

1. 所属する団体・企業において感じる男女差

■代表は男性が担っている場合が多い

- ・代表は男性が担う場合が現在も多い。(会員が女性だけの団体を除く)
- ・団体としては女性の代表を求めているが、責任を負うことに躊躇する等、なり手がいない。
- ・一人暮らし世帯が増えたことで、自治会の役員(組長)や行事(川刈り、道づくり)に女性の出役が増えてきてはいる。

■子育て・教育の場面は女性が中心

- ・PTA参観等は、やはり女性(母親)が多い。
- ・子育ては女性中心という考え方が残っている。
- ・これまでに、男性が育児休暇を取ったケースは無い。

■受け手の反応が、男女で異なる場合がある

- ・関係機関へ事業等の協力依頼をする際等に、男性からの説明に比べ、女性からの説明の方が不満が出る人が多いと感じることがある。

■一方、日頃の活動の中では特に男女差を感じない団体もある

- ・アンケートに回答頂いた11団体中5団体は、「活動のなかで特に男女差を感じることはない」と回答。(「男女差を感じることはない」と回答した5団体のうち、女性だけの団体が3団体)

■生まれ育った環境や、固定的性別役割分担意識が男女差をつくりだしている

- ・男女差をつくりだす要因として多かった意見は「生まれ育った環境」「固定的性別役割分担意識」。

2. 男女共同参画社会の実現に必要なと思うこと

■男性の育児・家事への参加

- ・中学生ぐらいの年齢から調理教室や保育実習等実践的な体験ができる機会の創出。
- ・家庭内での家事の分担。
- ・労働時間の短縮、超過勤務の是正。
- ・核家族化の進行により、男性の育児・家事への参加が増えている。

■多様な価値観・多様性を認める考え方を広める教育・研修機会の創出

- ・問題として気付いていない場合もある。
- ・高齢の方の意識は変わりにくいのではないか。
- ・男性が参加しやすい工夫をしてほしい。
- ・子ども時代から「男の子は台所に立つな」等の教育を受けている場合がある。家庭での意識の変革が必要。

■それぞれの長所の尊重

- ・男女の身体能力の違いや特徴を認める。
- ・男女の良さを尊重し、お互いを磨きあう気持ちが必要。

3. 団体・企業として取り組んでいること、取り組めること

- ・平日の夜開催だった会議を、女性も参加しやすい土日の昼へ変更したり、子ども連れも可能な形で開催している。参加形態を変えたことで、参加者も増えている。
- ・これまで決まった女性社員が行っていたゴミ出しを当番制に変更。今後は職場のお茶出しも平等に行うことを意識する等、小さなことからでもやっていきたい。
- ・食生活改善推進員協議会で実施している「男性調理実習会」は、興味を持っている方が増えている。現在参加者は固定されているが、さらに増えていけばよいと思う。

4. 広報・講習会の実施について

■特に男性の目に届く広報、参加しやすい講習会の実施が課題

- ・老人クラブでは、日頃の会合でも内容によって男女の参加率が異なる。(食事会、茶話会は女性、スポーツ関係は男性が多い等) 男女共同参画については、男性の方が日頃意識していない方が多く、興味を持ってもらうのは難しいのではないかと。
- ・男性は歳を取ると頑固になる方が多いので、チラシ等をもらっても読み流してしまうのではないかと。
- ・男女ともに、映画等の目に見えるもの、感情移入できるものによる広報の方が、理解しやすいように思う。

総括

<問題点・課題>

- 男女差なく活動している団体がある一方、“団体の代表は男性”、“子育て・教育は女性中心”等の意識が残っている場面もあります。
- 男女差をつくり出す要因としては、「生まれ育った環境」や「固定的性別役割分担意識」といった意見が多くあがっています。

<今後の対策>

■意識改革のきっかけづくり

多様な価値観や多様性を認める考え方を持つことが重要との意見が多くなっています。“男はこう”“女はこう”という考えは、子ども時代から身に付くものでもあるため、教育の場面での周知や、男性も参加しやすい講習会のあり方を検討する等、意識変革のきっかけづくりが必要とされています。

■これまでの“あたりまえ”を変える取り組みの積み重ね

各団体においては、これまで慣習として定着していた運営体制や意識等を、徐々に変えていく取り組みが始められています。今後も、小さなことから積み重ね、継続した取り組みを進めることが重要となります。

第2部：地域活動団体、企業等

1. 所属する団体・企業において感じる男女差

■地域の代表は男性という意識

- ・家庭のことが気にかかる等の理由から、女性が会の代表になることには躊躇が生じる。
- ・長は男性が主だが、事業によっては女性が代表のものもあり、意見交換の機会も持っている。意見を反映させることも多い。

■キャリアアップ*に対する意識

- ・管理職以上になりたいという女性が少ない。
- ・資格試験や労働時間の増加等がハードルとなり、正規職員になりたがらない女性も多い。

■体力面での男女差

- ・山林内の現場作業や、重機を伴う作業等における、体力的な男女差。
- ・消防団では、消火・水防活動が主となる事から、女性の団員が少ない。(平成27年度に初の女性団員が誕生)

2. 男女共同参画社会の実現に必要なと思うこと

■性差に関係なく適材適所で能力を発揮できる環境づくり

- ・体力の必要な現場作業においても、個人の能力を考慮し適材適所となるよう、労働の機会を平等化することが必要。
- ・職場全体の性別役割分担意識の排除。

■家庭と仕事を両立できる環境整備

- ・労働時間の是正、有給取得の増加等、働きやすい職場環境の整備。

■子育て・介護に対するサポート体制の整備

- ・妊娠・出産に対する行政のサポート。
- ・女性の活躍推進のためには、子育て支援だけでなく、介護支援も必要。
- ・男性の家事・育児への参画の推進。

3. 様々な分野への女性の参画拡大に向けて

- ・消防団では、平成27年度に初の女性団員が誕生したが、「消防団＝大変そう」というイメージが強く、なかなか希望者がいない。消火活動以外の活動分野において、役割を明確化するとともに、イメージの変革が必要。
- ・森林組合では、森林調査等は男女同じように現場に入っている。女性が活躍している組合も多い。今後もオペレーターとして採用する等、積極的に受け入れていきたい方針である。
- ・重機を使う作業においては、有資格者は圧倒的に男性が多いため、現状として女性は少ない。

4. 男性の育児休業取得促進に向けて

- ・まずは、子育て・介護の環境整備が重要。補助金による援助も必要である。
- ・これまでに、育児休業を取得した前例のない企業においては、まずは短期の育児休暇の取得から入っていくのが良いのではないかと感じる。
- ・今後対象となる人がいるため、就業規則の作り直しを行った。最初は取りにくいと思うが、きっかけをつくり、次の人にもつながるようにしていきたい。

5. 計画の策定について

- ・数値目標も大切だが、「目的」をはっきりさせて進めることが大切。
- ・男性の育児休業の取得等について、まずは公務員から始めるべきではないか。それが一般企業に広がるようにしてほしい。
- ・オピニオンの意識の向上が必要。大きな事業所では、育児休業を取った方の代わりに補充できるが、中小企業・零細企業は難しい。社会の雰囲気を変革することが必要。策定委員会にも一般の方をメンバーに加えることで、意識改革をしてほしい。

総括

<問題点・課題>

- 地域や職場において、女性の代表や管理職には責任や労働時間が増すことから、自らなりたがらない女性も多いとの意見があがっています。
- 体力の必要な現場等においては、必然的な男女差が生じるとともに、女性の参画が少ないことが現状です。
- 女性の活躍を促進するためには、子育て・介護支援が重要との意見が多くなっています。また、男性の育児休業取得は前例がないことや、取りにくい雰囲気の職場もまだ多いようです。

<今後の対策>

■個々の能力に応じた労働機会の平等化

性別役割分担意識ではなく、個人の能力を考慮し、適材適所で活躍できる環境づくりが必要とされています。

■子育て・介護に対するサポート体制の充実

女性の社会参加を促進するためには、子育て・介護に対する支援が欠かせません。家庭における男性の家事・育児等への参画推進とともに、行政のサポートの強化等の環境整備も求められています。

■男性の育児休業取得促進のためのきっかけづくり

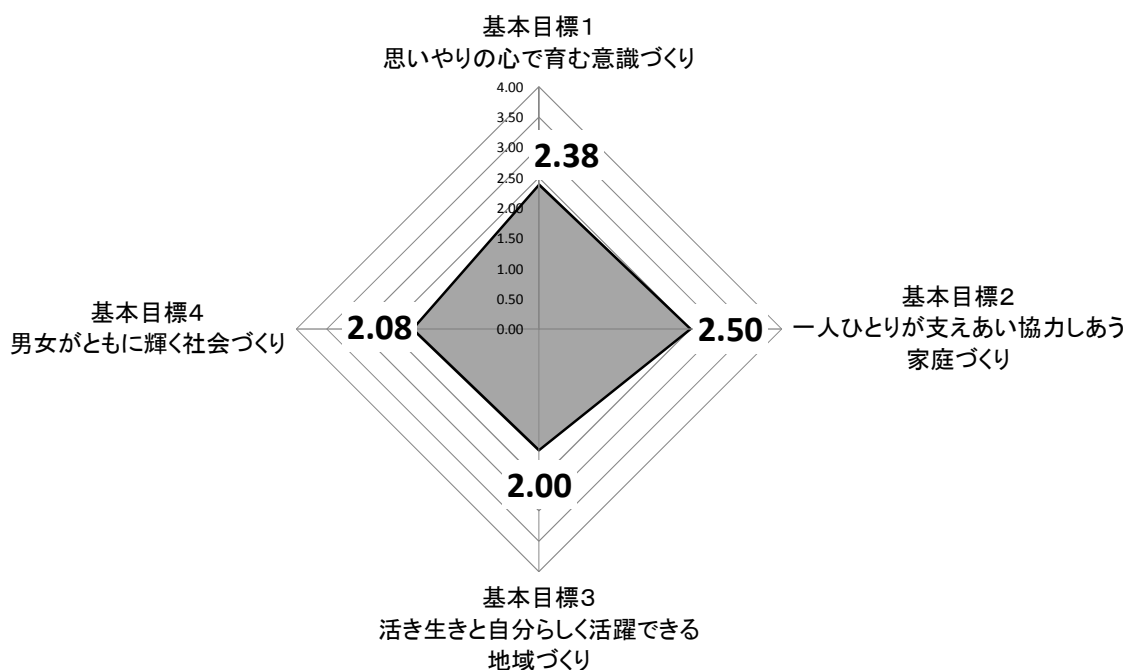
周囲の理解の向上が重要であり、職場内や地域で前例をつくる等、理解促進のためのきっかけづくりが必要とされています。

・「京丹波町男女共同参画計画」の取り組み状況

- 「京丹波町男女共同参画計画」の施策について、担当課ごとに関連施策の進捗状況評価を実施しました。
- 進捗度評価の点数については、「評価基準」に基づき担当課が評価した結果を得点化したものです。なお、1つの施策について、複数の課が評価を行っている場合は、各課の評価した結果の平均としています。

得点	評価基準
4	計画通り達成できた
3	幾つか残されたものはあるが概ね取り組めた
2	幾つかは取り組めたが全体的にはあまり進んでいない
1	全く取り組めなかった

- 「京丹波町男女共同参画計画」を構成する4つの基本目標別の進捗状況は以下の通りです。



*全施策の平均は「2.24」となっています。これは、『計画した取り組みの幾つかは取り組めたが、まだ残されたものも多く、今後ともさらなる取り組みの推進が必要である』と統括できます。

*最も評価が高いのは「基本目標2 一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり」となり「2.50」です。

*最も評価が低いのは「基本目標3 生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり」となり「2.00」です。

基本目標1 思いやりの心で育む意識づくり

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉

◇・・・主な成果・取り組み

◆・・・今後の課題

重点課題1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
(1) 広報・啓発活動の充実
◇パンフレットやポスターの配布による啓発活動。
◆国や府、他の地域や団体の情報収集に取り組みなかった。
◆より多くの人々の目に届く広報・啓発活動が必要。
(2) 男女共同参画社会に対応した講座などの開催
◇「きらりセミナー」「きらりフォーラム」等の講座の開催。
◇町広報紙、ホームページ、チラシ等による幅広い情報提供の実施。
◇子育て世帯が参加しやすいよう、保育ルームの設置。
◆リーダー等の人材育成を目的とした講座等の開催には至っていない。
◆保育ルームを設置するも、子育て世帯の参加が少なく利用が少ない。
◆若い世代や男性も参加しやすい広報が必要。
◆町内行事の重複。
(3) 情報提供の拡充
◇強調月間や各運動週間等の広報。
◆強調月間や各運動週間等の広報の充実が必要。
◆町独自の広報紙やポスターの作成ができなかった。
重点課題2 多様なライフスタイルの選択を可能にする意識づくり
(1) 家庭における意識づくりの推進
◆家庭における話しあいや意識づくりを推進する働きかけができなかった。
(2) 地域における意識づくりの推進
◇健康づくり推進協議会における女性委員の意見が反映できる体制の構築（女性委員の割合3～5割）
◆固定的な性別役割分担意識の変革をめざした地域への働きかけが必要。
(3) 職場における意識づくりの推進
◇チラシ等を通じた啓発活動。
◆企業や事業所への働きかけを推進するための、ノウハウや仕組みの検討が必要。
(4) 学校等における意識づくりの推進
◇互いを思いやる心や、性別にとらわれず個性を尊重した教育の推進。
◇子ども一人ひとりと関わりを持ち、発達を促す取り組みの実践。

重点課題3 あらゆる暴力を許さないまちづくり
(1) 暴力をなくすための意識づくり
◇窓口での冊子等の配布。 ◇関連機関と協力した個別のDV相談への対応。
◆法律の周知ができていない。 ◆セクハラ対策は企業・事業所に任せている状況。
(2) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり
◇DVに限らない地域の見守り活動における、民生委員・児童委員や教育委員会等、各課との連携による早期発見・対応。 ◇「女性の相談窓口」の開設。 ◇犯罪防止のための街頭啓発活動の実施。 ◇防犯灯の設置への補助金の交付。(平成25年度からはLED電灯への更新についても対象拡充) ◇防犯カメラ2か所設置。(平成26年度)
◆児童・高齢者・虐待等、個別のケースに対応できるネットワークの形成が必要。
重点課題4 男女の性の尊厳の確立
(1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進
◇子宮がん・乳がん検診について、受診しやすい体制の構築。未受診者対策の実施。 ◇健診結果等による健康課題に基づく健康講座を毎年2～3講座実施。
◆すべての健診の受診促進及び指導体制の強化が必要。
(2) 妊娠・出産に関する支援
◇教材やパンフレットを通じた妊娠・出産に関する知識や重要性の普及・啓発。 ◇出産前の交流を目的とした教室の実施。 ◇母子手帳発行時における保健師の面接を必須で実施。 ◇男性不妊、不育治療について、国の制度に準じた支援の実施。申請者も増加傾向。
◆限られた時間数のなかで、“子どもを産む・産まない”の選択についての知識普及まで至っていない。 ◆出産前の交流を目的とした教室の参加数が少なく、目的を果たせなかった。
(3) 性と健康に関する正しい知識の普及・啓発
◇性に関する正しい知識を身に付けるための学習機会の充実。 ◇HIV、性感染症、飲酒・喫煙、薬物乱用等が健康に及ぼす影響についての啓発。
◆他課と連携した学習機会や、情報提供の充実が必要。

基本目標2 一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉 ◇・・・主な成果・取り組み ◆・・・今後の課題

重点課題1 家庭における男女共同参画の推進
(1) 家庭における学習機会の充実
◇乳幼児健診、乳児相談等の様々な場面を通じた子育てに関する情報提供。 ◇学校の授業における、平等な立場での家事・子育て・介護に関する学習の充実。 ◇講座等の開催。
◆家庭環境における男女共同参画に関する知識育成に向けた働きかけができていない。 ◆男性、子育て世帯の講座への参加が少ない。
(2) 男性の家事・育児・介護への参画の推進
◇講座等の開催による情報提供。 ◇PTA行事等において、父親の存在等についての学習機会の設置。 ◇子育て支援ハンドブックによる、「プレママ・プレパパ教室」での情報提供。
◆男性、子育て世帯の講座への参加が少ない。
重点課題2 多様なライフスタイルに対応した子育てと介護の環境づくり
(1) 保育事業の充実
◇満10カ月から保育所での預かりの実施。
(2) 地域における子育て支援の充実
◇学童保育の開設・充実。 ◇相談及び情報提供体制等の整備。 ◇子育て支援ハンドブック、広報お知らせ版、子育て支援センター発行紙、ホームページ等による、子育て支援サービスの情報提供。 ◇子育て終了世代の育児ボランティア登録を活用した体制整備。
◆自主的な子育て支援センターの立ち上げ支援が必要。 ◆個別事業ごとの取り組みだけでなく、地域ぐるみの子育て支援環境の整備が必要。
(3) 介護体制の整備
◇農閑期における介護予防事業（筋トレ教室等）の実施。（平成26年度14か所、平成27年度20か所） ◇必要な介護サービス量の確保とともに、介護給付適正化システムの活用等による給付の適正化。 ◇特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームの拡充等。
◆高齢化等に伴うニーズの増加や変化に対応できる適切なサービス確保が必要。
(4) 介護を支える人材の育成・確保
◇キャラバンメイト（ボランティア講師）57人により、認知症サポーター養成講座（認知症を正しく理解する講座）延べ70回実施。（受講者延べ人数2,282人） ◇民生委員・児童委員との連携による情報提供、相談体制の整備。
◆個人情報の取り扱いの注意。

基本目標3 生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉

◇・・・主な成果・取り組み

◆・・・今後の課題

重点課題1 地域における男女共同参画の推進
(1) 地域活動に参加しやすい環境づくり
◇京丹波町生涯学習通信「Tomorrow」等による地域活動内容の情報提供。 ◇女性の積極的な参加を促進するため、女性の課題をテーマとした講演会の開催や、「預かり保育コーナー」の設置。
◆地域活動に関する情報収集とともに、積極的な情報提供が不十分。 ◆女性が参加しやすい環境づくりの充実が必要。
重点課題2 政策・方針決定の場への女性の参画の推進
(1) 審議会・委員会等への参画促進
◇平成28年度実績「地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用」27.9%、 「地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用」15.0%。 ◇目標値30%。（平成28年度）
◆積極的な女性の参画促進が不十分。 ◆目標達成に向けた各担当課への働きかけが必要。
(2) 人材発掘、人材育成の推進
◇「あったらいいなこんな食べ物コンテスト」や食の祭典等のイベントを通じた地域で活躍する女性の人材発掘、情報提供の実施。 ◇子育て支援センター利用者との密な交流による人材発掘、育成。 ◇講座等の開催。
◆積極的な参加を促すための、講座内容の検討・開催支援が必要。 ◆人材発掘のための情報収集が不十分。
重点課題3 女性のチャレンジ支援
(1) 女性の能力発揮を促すための支援の充実
◇京都府母子寡婦福祉連合会等との連携による、就業に関する技能・資格取得のための研修講座情報の提供。
◆情報収集と積極的な情報提供が必要。
(2) 女性の起業への支援
◇女性の起業促進や人材発掘に向けた「京丹波町起業セミナー」の実施。
◆情報収集と積極的な情報提供が必要。

基本目標4 男女がともに輝く社会づくり

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉

◇・・・主な成果・取り組み

◆・・・今後の課題

基本目標1 職場における男女共同参画の推進
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた啓発
◇労働環境改善、労働に関する法律・制度について、各種啓発チラシやポスターによる情報提供。
◆関係部署間の連携が不十分。
(2) パートタイム労働者等の就労条件づくり
◇育児・介護休業法等の関連法令について、各種啓発チラシやポスターによる情報提供。
◆関係部署間の連携が不十分。
(3) 男女の健康の保持・増進
◇国民健康保険関連での取り組みの実施。
◇事業所、市町村会議を通じた労働者の健康に関する交流や、取り組みの共有。
◆関係部署間の連携が不十分。
◆企業・事業所への具体的な働きかけをめざしたノウハウ・仕組みの検討が必要。
基本目標2 仕事と家庭生活・地域活動の両立支援
(1) 育児・介護休業制度の普及及び利用促進
◇育児・介護休業制度について、各種啓発チラシやポスターによる情報提供。
◆関係部署間の連携が不十分。
(2) 働く女性への支援
◇職業訓練、各種講座等に関する情報提供。
◇事業所、市町村会議を通じ、女性を含む労働者の健康に関する交流、取り組みの共有。
◇広報お知らせ版での求人情報の掲載、ハローワーク求人情報の窓口での情報提供。
◇チラシの配布。
◆情報提供の充実が必要。
(3) 農林業・商工自営業における男女共同参画の促進
◇チラシの配布。
◆関係部署間の連携が不十分。
◆共同参画、女性の経済的自立や経営への積極的参画についての啓発・意識付けが必要。
◆各事業所への具体的な働きかけができていない。

3. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

第一章 総則

(目的)

改正
平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号
前文

第一章 総則(第一条―第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条―第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条―第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができると男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、

社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれ

があることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 三 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たつての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たつては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱ひその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があるときと認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があるときと認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律

第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、

第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)

の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4. 世界、国、京都府の動き（年表）

		世界の動き	日本の動き	京都府の動き
1975年（昭50）		<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 	
国連婦人の十年	1977年（昭52）		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策担当窓口設置 ・京都府婦人関係行政連絡会設置 ・京都府婦人問題協議会設置
	1979年（昭54）	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・京都府婦人大学開設 ・京都府婦人対策推進会議設置
	1980年（昭55）	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 		
	1981年（昭56）		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府婦人の船実施 ・「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定
	1982年（昭57）			<ul style="list-style-type: none"> ・京都府立婦人教育会館開館 ・京都府婦人海外研修実施
	1985年（昭60）	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法改正 ・男女雇用機会均等法公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年最終年記念大会－京都女性のフォーラム’85－開催
1986年（昭61）			<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	
1987年（昭62）			<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府婦人関係行政推進会議発足 ・京都府婦人問題検討会議設置
1989年（平成元）			<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領改訂（高等学校家庭科の男女必修等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「KYOのあけぼのプラン」策定 ・女性政策課設置 ・女性政策推進本部設置 ・京都府女性政策推進専門家会議設置 ・KYOのあけぼのフェスティバル開催 ・京都府あけぼの賞創設
1990年（平成2）		<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		
1991年（平成3）			<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法公布 	
1993年（平成5）		<ul style="list-style-type: none"> ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 		
1994年（平成6）			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 	
1995年（平成7）		<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法改正（介護休業制度の法制化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京の女性史」発刊
1996年（平成8）			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「KYOのあけぼのプラン」改定 ・京都府女性総合センター設置
1997年（平成9）			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置（法律） ・男女雇用機会均等法改正 	
1999年（平成11）			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布、施行 	
2000年（平成12）		<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 	

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き
2001年(平13)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新 KYO のあけぼのプラン」策定
2003年(平15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・次世代育成支援対策推進法公布、施行 	
2004年(平16)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府男女共同参画推進条例施行 ・京都府男女共同参画審議会設置 ・女性チャレンジ相談開設 ・女性チャレンジネットワーク会議開催
2005年(平17)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会意見書「京都府におけるチャレンジ支援方策について」 ・女性チャレンジオフィス開設 ・「女性発・地域元気わくわくプラン」策定
2006年(平18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・男女雇用機会均等法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ・女性の再就職支援開始
2007年(平19)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新 KYO のあけぼのプラン後期施策」策定 ・地域女性チャレンジオフィス開設 ・地域女性わくわくスポット設置
2008年(平20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策課を男女共同参画課に改称 ・京都府女性総合センターを京都府男女共同参画センターに改称 ・ワーク・ライフ・バランス推進コーナー開設
2009年(平21)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画のシンボルマーク決定 ・DV相談ナビ開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 ・新計画検討部会設置 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2010年(平22)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・育児・介護休業法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府家庭支援総合センター開所 ・マザーズジョブカフェ開設 ・「京都仕事と生活の調和行動計画」策定 ・「子育て期の多様な働き方モデル創造プラン」策定
2011年(平23)			<ul style="list-style-type: none"> ・「KYO のあけぼのプラン(第3次)」策定 ・マザーズジョブカフェ北部サテライト開設 ・京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設
2012年(平24)			<ul style="list-style-type: none"> ・京都女性起業家賞(アントレプレナー)開始
2013年(平25)		<ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略において「女性の活躍促進」が成長戦略の中核に位置づけ ・配偶者暴力防止法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都仕事と生活の調和行動計画(第2次)」策定
2014年(平26)		<ul style="list-style-type: none"> ・輝く女性応援会議開催 ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 ・男女雇用機会均等法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ開設 ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」策定 ・輝く女性応援会議 in 京都開催
2015年(平27)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・輝く女性応援京都会議発足、行動宣言採択 ・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(愛称:京都 SARA(サラ))開所